

日常生活用具の種目と給付対象者一覧表

種 目		給 付 対 象 者	基 準 価 格	耐 用 年 数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、自力で寝返りまたは起き上がりができない障害者 ② 寝たきりの状態にある難病患者	154,000円	8年	
	特殊マット(※)	① 常時介護を要する下肢または体幹機能障害1級の障害者 ② 下肢または体幹機能障害2級以上で、3歳以上の障害児 ③ 療育手帳A判定で、3歳以上の者 ④ 寝たきりの状態にある難病患者	102,000円	5年	
	特殊尿器(※)	① 常時介護を要する下肢または体幹機能障害1級の障害者で、学齢児以上の者 ② 自力で排尿できない難病患者	67,000円	5年	
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上（入浴にあたって、他人の介助を要する者に限る。）で、学齢児以上の者	82,400円	5年	
	体位変換器(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたって他人の介助を要する者に限る。）で、学齢児以上の者 ② 寝たきりの状態にある難病患者	15,000円	5年	
	移動用リフト(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者 ② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者	159,000円	4年	
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上で、3歳以上の障害児	33,100円	5年	
	訓練用ベッド	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢以上の障害児 ② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者	159,200円	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具(※)	① 下肢または体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする3歳以上の者 ② 入浴に介助を要する難病患者	90,000円	8年	
	便器(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者 ② 常時介護を要する難病患者	4,450～ 5,400円	8年	
	腰掛便座(※)	下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者	23,100円	8年	
	頭部保護帽	① 平衡機能障害3級または下肢もしくは体幹機能障害2級以上で頻繁に転倒する者 ② 療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ア 主材料がスポンジ・皮 イ 主材料がスポンジ・皮・プラスチック	ア 15,600円 イ 37,800円	3年	
	T字状・棒状のつえ(※)	下肢または体幹機能障害により、歩行障害があり、支持が必要な者	主体－木材	2,200円	3年
			主体－軽金属	3,000円	
	移動・移乗支援用具(※)	① 平衡機能障害または下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする学齢児以上の者 ② 下肢が不自由な難病患者	60,000円	8年	
特殊便器	① 上肢障害2級以上で、学齢児以上の者 ② 上肢機能に障害のある難病患者	151,200円	8年		

種 目		給 付 対 象 者	基準価格	耐用年数	
自立生活支援用具	火災警報機	障害等級2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	15,500円 2台まで	8年	
	自動消火器	① 障害等級2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ② 火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	28,700円	8年	
	電磁調理器	視覚障害2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（当該障害を有する者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	41,000円	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	7,000円	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400円	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、3歳以上のもの	51,500円	5年	
	ネブライザー	① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者 ② 呼吸器機能に障害のある難病患者	36,000円	5年	
	電気式たん吸引器	① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、必要と認められる者 ② 呼吸器機能に障害のある難病患者	56,400円	5年	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	10年	
	人工呼吸器、ネブライザー及び電気式たん吸引器用自家発電機又は蓄電池等	① 在宅において人工呼吸器を使用し、またはネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた身体障害者（児） ② 在宅において人工呼吸器を使用し、またはネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた難病患者	自家発電機	100,000円	10年
			蓄電池等	50,000円	5年
			申請1回につき、自家発電機または蓄電池等のいずれか1種目		
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	9,000円	5年	
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	15,500円	5年	
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	18,000円	5年	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、人工呼吸器の装着が必要と認められる者 ② 人工呼吸器の装着が必要な難病患者	157,500円	6年		
人工鼻	喉頭摘出者で、永久気管孔により呼吸を行っている者のうち医療保険等による給付を受けることができない者	23,760円/月	—		

種 目	給 付 対 象 者	基準価格	耐用年数		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害または肢体不自由で、発声発語に著しい障害を有する学齢児以上の者	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上または上肢障害2級以上で、文字を書くことが困難な学齢児以上の者	100,000円	6年	
	点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障害（視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）で、必要と認められる者	383,500円	6年	
	点字器	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	1,700～10,700円	5年～7年	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる者に限る。）	63,100円	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	録音再生機	85,000円	6年
			再生専用機	48,000円	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	99,800円	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	250,000円	8年	
	視覚障害者用音声読書器	視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	207,900円	8年	
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害者	触読時計	10,300円	10年
			音声時計	13,300円	
	視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上で、本装置により地上デジタル放送の音声を受信することが必要な者	29,000円	6年	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者	30,000円	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	6年	
	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）で、本装置の買い換えについて医療保険等による給付が受けられない者	（片耳当たり） 300,000円	5年	
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式	5,100円	4年
			電動式	72,200円	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	市長が必要と認めた額	—		

排泄管理 支援用具	ストマ用装具等	直腸機能障害でストマを造設した者	9,460円/月	—
		ぼうこう機能障害でストマを造設した者	12,430円/月	
	紙おむつ等	(1) ストマの著しい変形等によりストマ用装具等の使用が困難な者 (2) 高度の排泄機能障害を有する者で、3歳以上のもの (3) 次のいずれかに該当する重度知的障害者（児）で、3歳以上のもの ア 脳原性運動機能障害を有する者 イ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者	12,000円/月	—
住宅改修	収尿器	① ぼうこう機能障害で排尿のコントロールが困難な者 ② 尿路変更のストマを造設した者	5,800～ 8,700円	1年
		① 下肢、体幹機能障害または運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上で、学齢児以上の者 ② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者 ※ 障害者1人につき1回限りの利用となります。	200,000円	1回 限り